（　　）部門高等部　名前:【　　】

宮崎県立延岡しろやま支援学校　高等部生徒のきまり

宮崎県立延岡しろやま支援学校生徒指導部

「生徒のきまり」をしっかり守り、卒業後の自立や社会生活につながる、豊かで充実した学校生活を送りましょう。

○ 学校で学習する内容は、卒業後の社会生活に大切なことばかりです。
卒業後の生活を考えながら、学習に真剣に取り組み、社会人になるために必要なことをしっかり身につけましょう。

○ 生徒会活動や学校行事の主人公はあなたたちです。
みんなが楽しく充実した学校生活が送れるよう、一人一人が学校の一員であることを自覚して、積極的に取り組みましょう。

○ 身に付けるものの色や柄、髪型、身だしなみについては、実習や卒業後の社会生活を意識しましょう。判断が難しい場合は先生に相談しましょう。

Ⅰ 校内生活について

(1)礼儀

① あいさつは、人とかかわる上でとても大切なものです。
相手をしっかり見て、時と場に応じた声の大きさで、自分から気持ちをこめてあいさつをしましょう。

② 「大人との会話」、「友達との会話」では、言葉づかいが違います。
正しい言葉づかいは社会に出てから特に大切になってきます。日頃から、時と場に応じた正しい言葉づかいを心がけましょう。

(2)服装・身だしなみ

① 制服着用を基本とします。制服着用が難しい場合には、担任と相談して「服装に関する合理的配慮申請書」(別記様式第1号)を提出し、学校長の許可を得ます。

② 更衣期間の目安は次のとおりです。
ア 冬服・・・4月及び11月から3月まで
イ 夏服・・・6月から9月まで
ウ 合服・・・5月及び10月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冬服	合服	夏服				合服	冬服				

③ 高校生として自覚をもち、校内では制服または体育着・作業着を着用しましょう。
教科学習・体育・作業学習など場に応じた服装を心がけましょう。詳しくは、「3 生徒に関するきまり」をよく読みましょう。

④ 冬の防寒着等は体調や気候に合わせたものを着用してもかまいません。ただし、清潔で学生らしい服装を心がけましょう。

⑤ 常に清潔を保ち、身だしなみを整えるとともに、ハンカチ・ティッシュ・マスクを携帯しましょう。

(3)登下校

① 登下校の時間を守りましょう。

登校・・・午前8時35分から8時40分まで 下校・・・午後3時30分（月・火・木・金曜日）　午後2時35分（水曜日）

② 欠席、遅刻、早退する場合は、その都度、保護者が学校に連絡します。

③ 放課後、部活動以外で学校に残って活動する場合は、担任と保護者に許可を得ましょう。

④ 身分証明書は常に携帯するか、通学カバンなどに入れておきましょう。

⑤ 登校時間より前に登校しないようにしましょう。

(4)単独通学

① 徒歩、自転車または公共交通機関を利用して単独通学する場合は、保護者が1週間程度同伴して登下校の状態を確認します。安全に通学することができることを確認した後に、「単独通学許可願」（別紙様式第2号）を学校長へ届け出て許可を得ます。ただし、生徒の実態により単独通学が困難と認められた場合は、許可されないことがあります。また、ヘルメットを着用しなければ許可はおりません。

② 公共の交通機関を利用する生徒は、車内等での安全に気をつけるとともに、他の乗客へ迷惑にならないようにしましょう。

③ 自転車通学生は、並進やスピードを出して危険な運転をしてはいけません。自転車のライト及びブレーキなどの整備・点検を定期的に行いましょう。

④ スクールバスのバス停まで単独移動を行う場合、保護者が1週間ほど同伴して登下校の状態を確認します。安全に移動することが確認された後に、「単独移動届」（別紙様式第3号）を学校長へ届け出ます。

(5)携帯電話等の通信機器

① 校内持ち込みは原則禁止とします。ただし、単独通学生については、担任と相談し個別に対応していきます。

(6)交友関係

① 周りの人と仲良くしましょう。

② 上級生は下級生を優しく指導し、間違った行動はお互いに注意しましょう。

③ 相手の考えや立場を大切にしましょう。

④ 暴力や人を傷つけるような行為などは許されません。

⑤ 手紙やSNSは、誤解を招くことがあるので、用事があるときは、直接伝えましょう。

2 校外生活について

(1)外出

① 1人で外出する場合は、保護者の許可を得るようにしましょう。（映画館、ゲームセンター、カラオケを含む）

② 暗くなる前に帰宅しましょう。

4月から9月・・・午後6時30分ごろ　　10月から3月・・・午後5時30分ごろ

(2)外泊

① 外泊については、保護者同伴を原則とします。

(3)アルバイト

① 原則として認めません。進んで家事手伝いやボランティア、または個別実習をするなど、将来の自立のための準備をしましょう。

(4)運転免許取得

① 原則として認めませんが、卒業学年で就職するにあたって必要な場合は認めます。この場合は、保護者の承認を得て「運転免許取得許可願」(別記様式第4号)を学校長へ届け出て許可を得ます。また、取得した運転免許証については在学中は学校が保管・管理します。

(5)選挙

① 有権者になった人(18歳以上)は、選挙権の行使(投票)ができます。選挙に行って投票することは国民として大切な権利です。
ただし、校内での個人的な選挙運動については禁止します。

(6)その他

① パソコンやゲーム、ポータブル音楽機器や携帯電話などは、保護者と話し合い、時間やルールを守って上手に利用しましょう。

② 飲酒、喫煙、無免許運転、夜間徘徊等、法律に違反することや家族や他人に迷惑をかけることは絶対にやめましょう。

3 生徒に関するきまり

登下校時

① 服装
制服です。正しく制服を着用しましょう。但し、6月から9月の夏服期間は熱中症予防のため体操服上下もしくは、ポロシャツ(無地の白、黒、紺)と体操服のハーフパンツでの登下校も認めます。また、部活動・同好会の部員については、通年で体操服やジャージでの下校を許可します。

② カバン、靴等
メーカーや色等の指定はありません。

③ 帽子
白、黒、紺を基本とし、派手でなく動きやすいものを使用しましょう。メーカーの指定はありません。

学校内

① 服装
制服または校内着(体育着・作業着など)を正しく着用しましょう。

② 上履き
動きやすいシューズタイプのものを使用しましょう。メーカーの指定はありません。

その他

① 防寒着
メーカーの指定はありません。フード付きも認めますが、安全上の観点からついていない物を推奨します。(引っかけたりしたときに倒れるなど危険なため)

② 制服のシャツと上着の間の服(セーター、ベスト、トレーナーなど)

原則として、華美でない色で、模様はワンポイント程度のものを着用するようにしましょう。
また、フード付きは認めません。（引っかけたりしたときに倒れるなど危険なため）

③ 靴下等
冬服期間に限り、ストッキングやタイツは認めます。（色は黒やベージュ）。

※ 制服の着用が難しい場合、または病気やケガ等の理由で上記以外のものを着用したい場合は、申し出てください。（生徒指導部で検討後『服装に関する合理的配慮申請書』を提出してもらい、許可証を発行します）

※ 学校で身に付けるものの色や柄、持ち物などについては、学校生活を送る上でふさわしいものをみんなで考えていきましょう。

禁止すること

- 髪の毛の染色や脱色（茶髪など）
- 必要以上の長髪（肩にかかれば結ぶ）
- パーマ
- 化粧（日焼け止めは可）
- まゆそり
- つけまつげ
- マニキュア
- ピアス、イヤリング
- ネックレス、ブレスレットなど
- 派手な髪ゴムやシュシュ、カチューシャや髪どめ
- ズボン下ろし（腰パン）
- 髪型の変形（過度の刈上げなど）
- 女子のミニスカート（ひざが見える長さは禁止です）

持ってきてはいけないもの

- お菓子類
- 化粧用品
- 携帯電話、タブレット等の通信機器
- ポータブル音楽機器
- マンガなどの学習に関係ない雑誌
- プロマイドやキャラクターのカード類
- 必要のないお金や高価な品物
- ナイフやライター等の危険なもの
- おもちゃやゲーム機
- CD、DVD、など

（学校の授業や休み時間などで使用する場合は、担任の許可が必要です）

【連絡先】

宮崎県立延岡しろやま支援学校

〒882−0803 延岡市野地町3丁目3477番地2

電話 0982−29−3715 FAX 0982−29−3716

※令和８年 ８月 一部改訂